# ADL維持等加算について(令和3年度以降)

### 1 対象事業

都道府県所管事業	市町村所管事業
・通所介護	・地域密着型通所介護
·特定施設入居者生活介護	・認知症対応型通所介護
・介護老人福祉施設	・地域密着型特定施設入居者生活介護
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 2 算定要件

# (1) ADL維持等加算(I) 30単位

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ア 評価対象者 (評価対象利用期間が 6 月を超える者) の総数が10人以上であること イ 評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 月目 (6 月目にサービスの利用がない場合は利用最終月) においてADLを評価し、その評価に基づく値 (ADL値) を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること (LIFEを用いて提出)
- ウ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL 値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準 に基づき算出した値(ADL利得)の平均値(※1)が1以上であること

# ※1 ADL利得值平均值

イでLIFEに提出されたデータから算出される。LIFEのトップ画面で「ADL維持等加算算定」をクリックすると、次に表示された画面でADL利得平均値の算定結果が確認できる。

# (2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ア (1)ア及びイの基準に適合するものであること
- イ 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること
- (注) 令和3年度に算定する場合の追加要件

評価対象期間において次の①から③までの要件を満たすこと。

- ① (1)ア、イ及びウ並びに(2)イの基準((1)イについては厚生労働省への提出を除く。) を満たすことを示す書類を保存していること
- ② LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、PDCAサイクルによりサービスの質の管理を行うこと
- ③ 算定開始月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること

### 3 算定期間

評価対象期間(※2)の満了日の属する月の翌月から12月間

## ※2 評価対象期間

- ア 令和3年度(令和3年4月から加算の算定を開始する場合) 令和2年4月~令和3年3月又は令和2年1月~令和2年12月
- イ 令和3年度(令和3年5月以降に加算の算定を開始する場合) 算定開始月の前年の同月から12月後までの1年間
- ウ 令和4年度以降 届出の日から12か月後までの期間

#### 4 届出方法

(1) 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合

算定開始月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」を「2 あり」と届出を行う

(2) 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合

算定開始月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」を「2 あり」と届出を行う

#### <留意事項>

- ア 請求にあたっては、加算算定開始月の末日までにLIFE上でADL利得に係る基準を 満たすことを確認すること
- イ 令和2年度分のADL値については遡ってLIFEに入力すること
- ウ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」と届け出たが、LIFEで確認した 結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合、今後本加算を算定する意思がなけ れば、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」は「1 なし」と変更を届け出ること

#### 5 令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置

(1) ADL維持等加算(Ⅲ) 3単位

従前のADL維持等加算は、経過措置により令和4年度までADL維持等加算(III)として存続する。ただし、改定後のADL維持等加算(I)又は(II)を算定する場合は、算定できない。また、令和5年度以降は算定できない。

### <留意事項>

- ア 令和3年3月31日時点で改正前のADL維持等加算に係る届出を行っている事業所 が当加算を算定できる。(従来どおり国から算定可能な事業所の通知がある)
- イ ADL維持等加算(Ⅲ)の事務処理手順等は、「ADL維持等加算に関する事務処理手順 及び様式例について(介護保険最新情報vol.648)」の加算(Ⅰ)と同じ。

## 6 判定の方法 (ADL維持等加算 (I) 及び (Ⅱ) 関係)

- ア ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index (※3) を用いて行うものとする。
- イ 厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。
- ウ ADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

1 2以外の者	ADL値が 0 以上 25 以下	1
	ADL値が 30 以上 50 以下	1
	ADL値が 55 以上 75 以下	2
	ADL値が 80 以上 100 以下	3
2 評価対象利用開始月において、初回	ADL値が 0 以上 25 以下	0
の要介護認定(法第27条第1項に規定	ADL値が 30 以上 50 以下	0
する要介護認定をいう。) があった月	ADL値が 55 以上 75 以下	1
から起算して12月以内である者	ADL値が 80 以上 100 以下	2

- エ ウにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位 100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)とする。
- オ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを 実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとする。

# ※3 Barthel Index (バーセル インデックス)

食事や着替えなどの日常生活の能力を評価する検査方法。評価項目・点数・状態 の内容は次のとおり。

	項目	点数	状態
1	10	10	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える
	食事	5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)
		0	全介助
2	車椅子か らベッドへ の移動	15	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)
		10	軽度の部分介助または監視を要する
		5	座ることは可能であるがほぼ全介助
		0	全介助または不可能
3	整容	5	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)
		0	部分介助または不可能
	トイレ動作	10	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む)
4		5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する
		0	全介助または不可能
	入浴	5	自立
J		0	部分介助または不可能
	步行 15 10 5 0	15	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず
6		10	45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む
0		5	歩行不能の場合、車椅子にて45m以上の操作可能
		0	上記以外
	階段昇降	10	自立、手すりなどの使用の有無は問わない
7		5	介助または監視を要する
		0	不能
	着替え	10	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む
8		5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える
		0	上記以外
	排便コント 10 5 ロール 0	10	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能
9		5	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む
		0	上記以外
	排尿コント ――	10	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能
10		5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む
		0	上記以外
	満点	100	